

土地評価業務委託（市道長根東山ノ田線ほか）
特記仕様書

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、安城市が実施する「土地評価業務委託（市道長根東山ノ田線ほか）」（以下「本業務」という）に適用する。

本業務に使用する仕様書は、愛知県建設局発行「用地調査及び物件調査委託関係仕様書 令和元年10月」（以下「仕様書」という。）を準用するものとする。なお、仕様書のうち本業務に必要なき事項は、適用を除外する。

第2条 業務目的

本業務は、安城市里町地内の市道長根東山ノ田線・北歌口八幡線交差点改良事業に必要な土地を公共用地として取得するため、適正な取引価格を算定し把握することを目的とする。

第3条 業務内容

土地評価

鑑定評価 2画地（価格時点は令和2年4月1日とする。）

受注者は、下記の2画地及びその周辺地域を踏査して、地域の現況を把握するほか都市計画図など地域分析資料の収集を行わなければならない。また、発注者の提供する過去の土地売買価格との整合性も鑑みるものとする。

（1）市街化調整区域 1画地

1画地を構成する土地の詳細

安城市里町北歌口87、88番

雑種地（農地法第5条の規定による許可済）

3,761㎡

（2）市街化区域 1画地

1画地を構成する土地の詳細

工業地域（安城北部地区工業団地地区計画の設定あり）

安城市里町北歌口 89番1、136番、138番4

工業専用地域

安城市里町八幡山 1番14、1番15、1番16、1番22、1番23、
1番24、1番25、2番25、13番1、25番、
26番、27番

安城市里町出崎 165番3、165番5

安城市里町八幡 8番、29番1

工業地（大工場地域）

約161,180㎡

第4条 打合せ

打合せ場所は安城市役所とし、全ての打合せにおいて管理技術者（主任担当者）が立ち会うものとする。また、打合せ時に監督員による履行確認を行うものとする。

打合せ後は、打合せ記録簿を監督員に提出し、相互に確認するものとする。

- (1) 業務着手時
- (2) 中間打合せ (2 回)
- (3) 成果品納入時
- (4) その他監督員が必要と認めた時

第5条 着手時提出資料

受注者は、以下の書類を契約締結後5日以内に提出するものとする。

- ・着手届
- ・工程表
- ・管理技術者・照査技術者届及び経歴書

第6条 成果のとりまとめ

「仕様書」第24条に基づき、成果を作成するものとする。

第7条 業務工程管理

受注者は、契約締結後15日以内に監督員が指定する業務工程管理表を作成し、記載内容等に関し発注者の承諾を得るものとする。また、受注者は、業務工程管理表を随時更新し、業務進捗状況の共有に努めるものとする。

業務工程管理表は、打合せ記録簿提出時及び成果物の提出時に、打合せ記録簿若しくは成果物と共に発注者に提出するものとする。

第8条 成果品の提出

本業務が完了したときは、成果品を完了届及び成果納品書とともに提出するものとする。

また、成果品及び本業務にて作成した資料等は、安城市に帰属するものとし、発注者の許可なく他に公表、貸与、使用してはならない。

成果品の納入先は、安城市役所建設部土木課とする。

- ・鑑定評価書 正・副1部
- ・電子媒体(CD-R) 1部
- ・打合せ記録簿
- ・その他収集・調査した資料及び必要と認められる資料
- ・成果納品書

第9条 土地の立入り等

「仕様書」第18条に基づき、土地の立入りを行うものとし、受注者が第三者の土地に立入った際に生ずる踏み荒らし、地物の破損又は使用困難をきたしたものについては、その都度速やかに受注者の責任において補償又は原形復旧しなければならない。

第10条 検査

「仕様書」第25条に基づき、管理技術者(主任担当者)を完了検査に立ち合わせるものとする。完了検査の際には、成果品及びその他の関係資料等を整えておくも

のとする。

第 11 条 修補

受注者は、本業務が完了した後においても、受注者の責めに帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を講ずるものとする。

第 12 条 疑義

管理技術者（主任担当者）は、本業務の実施にあたり設計図書等に疑義が生じた場合又は特記仕様書に定めていない事項について、速やかに監督員と協議して定めるものとする。

以 上